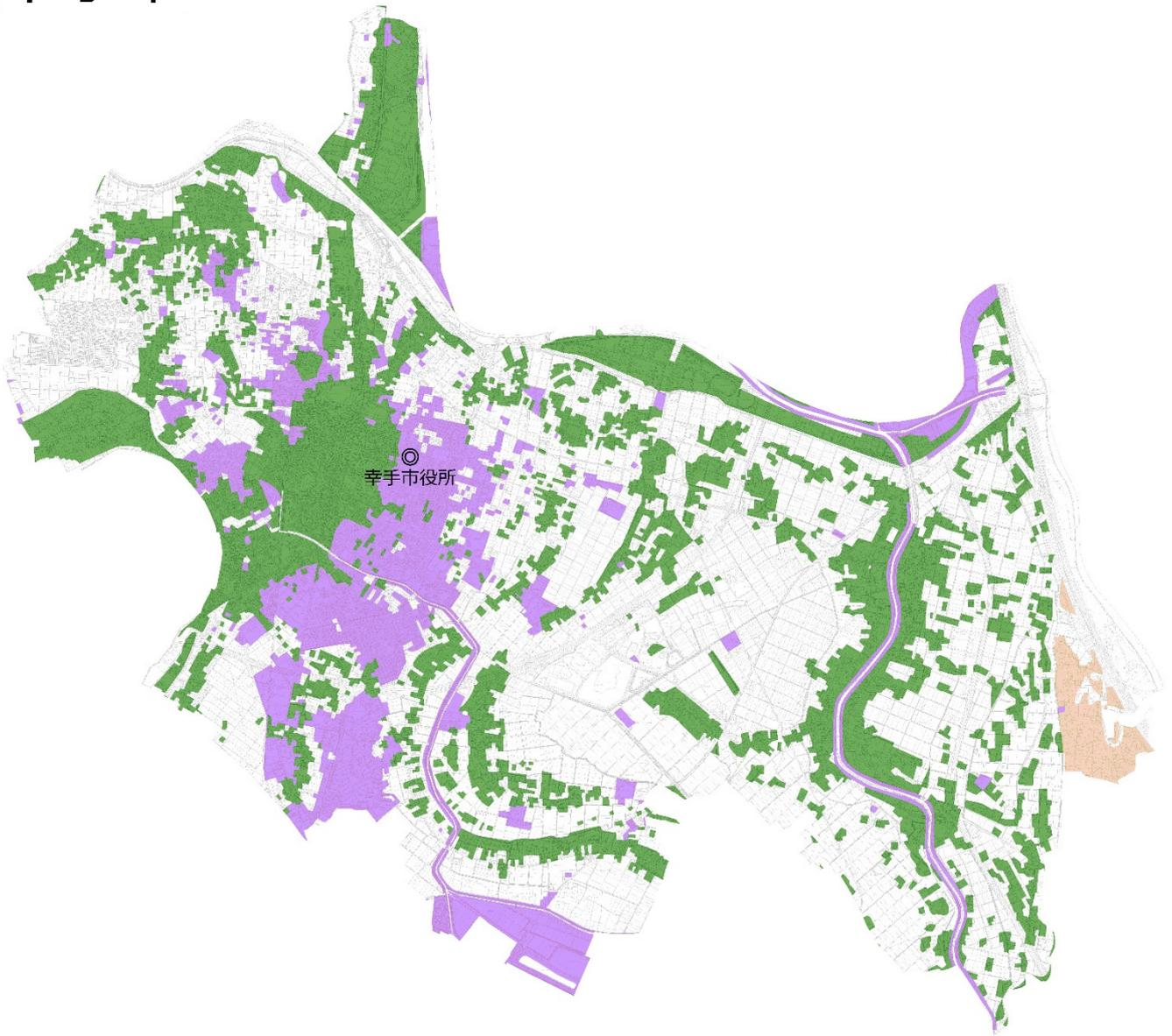


幸手市



※各自治体の条例や許可基準に基づき、使用可能な飽和透水係数に制限が設けられる場合もあります。

地 形 区 分		対 象 土 層	飽 和 透 水 係 数 k (cm/sec)	記 号	
台 地	下末吉面	ローム	5.0×10^{-3}	■	
	武蔵野面	県央荒川流域	ローム	3.0×10^{-3}	■
		県東中川・綾瀬川流域	ローム	4.0×10^{-3}	■
		県南新河岸川流域	ローム	3.0×10^{-3}	■
	立川面	県央、県北域	ローム	1.5×10^{-3}	■
県西荒川流域		礫混り土	3.0×10^{-3}	■	
扇状地	(地下水が深ければ適地)	礫質土	2.0×10^{-3}	■	
人工改変地		-	2.5×10^{-4}	■	
沖積低地	(自然堤防)	-	5.0×10^{-4}	■	
丘陵地		-	現地浸透試験で確認	■	
沖積低地	(氾濫平野・後背湿地)	-	現地浸透試験で確認	■	
山地	中生代・古生代	県西荒川、入間川域	浸透対策に適さない地域	■	
総合治水対策流域		-	-	■	

注) 山地は勾配が急なので浸透施設設置には適さないので不適地扱いとした。
地形区分は、「埼玉県表層地質図」(発行 埼玉県県政情報センター)による。